

2021年（令和3年）12月28日

大阪地方検察庁 御中

大阪府警察本部 御中

大阪司法記者クラブ 御中

大阪弁護士会

会長 田 中 宏

令和3年12月17日大阪市北区曽根崎新地で発生した火災につき、被疑者とされる男性の実名等の報道等に関する申入書

去る12月17日に大阪市北区の雑居ビルで発生した放火とみられる火災につき、被疑者とされる男性について、大阪府警察本部が実名を公表したことを契機に、連日のように、様々な情報が報道されています。実名の公式公表のみならず、各種捜査情報が非公式に開示されているとしか考えられません。被害者及びご遺族並びに社会全体の知る権利等に資する側面があるとしても、無罪推定の原則、将来の裁判員裁判における裁判員の予断排除の観点、そして、被疑者とされる男性にはクリニック通院歴があるとされており責任能力の問題も含んでいることからすれば、捜査機関によるこのような無限定ともいえる捜査情報の開示は極めて遺憾であるといわざるを得ず、慎重を期すことを求めます。

前記のとおり、報道が過熱した状況にあります。ご承知のとおり、本件は重大事件であり、起訴されれば裁判員裁判ともなる事件です。このことからすれば、本件報道が、裁判員に対し事件と被疑者とされる男性について予断と偏見を与えることのないよう、慎重な報道が求められるところです。この点、裁判員制度開始に当たって報道機関が発表した指針（2008年1月16日付、日本新聞協会発表「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」）及び同月17日付、日本民

間放送連盟発表「裁判員制度下における事件報道について」)においては、裁判員に対して事件につき予断と偏見を与える恐れのある報道について、慎重に対応することが宣明されています。この趣旨にも鑑み、今後本件報道においては、被疑者とされる男性のプライバシー情報に十分に配慮することはもちろん、事件についての予断を排し、情報の発信元をできる限り明らかにするとともに、未確認の情報はその旨を明示するなど、慎重な報道がなされるよう、一層の配慮を求めます。

次に、同男性は警察の監視のもとに入院治療中ということですが、本件が裁判員裁判対象事件であって取調べの録音録画がされるべき事案であること、同男性は事実上身体拘束下にあると評価できることに照らし、当会は、各捜査機関に対し、本件において同男性から事情聴取を行う際には、逮捕の有無を問わず、その事情聴取の全過程を必ず録音録画するよう申し入れます。

また、今後警察による事情聴取が行われることが想定されますが、前記のとおり、入院中の事情聴取は身体拘束下の取調べと同視できるところ、当会は、本件が被害者多数であること等から特に重大な事案であることに鑑み、当番弁護士を派遣することにしています。当該当番弁護士は、同男性の健康状態に配慮するため、主治医の意見を参考に面談を実施します。つきましては、捜査機関において、事情聴取を行うこととなった場合には、現在被疑者が入院中の病院、及び主治医の氏名等について、主治医の了解のもと、当会下記連絡先までご連絡頂くとともに、弁護を受ける権利の確保のため、事情聴取が行われる前に同男性と当番弁護士との面談を可能とする対応を求めます。

以上

本件に関するお問い合わせ先

大阪弁護士会 刑事弁護委員会

TEL : 06 - 6364 - 1227